

あいら共同株式会社

次世代育成支援対策推進法(第5回) 女性活躍推進法に基づく行動計画(第1回)

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間

2 内 容 子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備および働き方の見直しに資する多様な労働条件の見直し。

目 標 ① 育児介護休業法に基づく育児休業や時間外労働・深夜業の制限、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知、および再認識を図る。

《対策》

令和3年4月～ 総務課が中心となり、法に基づく諸制度について社員研修会を実施し、新基準の再認識を深める。

令和3年8月～ 総務課により、各事業所毎(ガス・給油所・店舗・斎場・旅行)および事務所の全社員を対象に関係法のパンフレットを作成し周知を実施する。

令和4年4月～ 新卒の社員および中途採用社員を対象に就業規則、育児・介護休業法、雇用保険法および労働基準法について研修、周知を実施する。

目 標 ② 年次有給休暇の平均一人あたりの取得日数を12日以上とする。

《対策》

令和3年4月～ 年次有給休暇の取得状況について、取得率の低い事業所に対して実態の把握を行う。

令和3年5月～ 社員研修会において、子育て支援の必要性及びゆとりある働き方を認識させ、取得の促進を促す。

令和4年2月～ 計画的な取得に向けた事業毎の問題点を把握し取得環境を整える。取得状況のとりまとめなどにより取得率の向上を全社員に促す。

【労働者の有給休暇取得率】

男性 32%

女性 41%

全体 35%